

町
提出用

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書
特別徴収

蟹江町長 殿 年 月 日 提出		住所(居所)又は所在地 〒 -										特別徴収義務者 指定番号	
		氏名又は名称										整理番号	
												担当者(連絡先)	係
給与所得者		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号	
氏名	フリガナ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由					異動後の未徴収税額の徴収方法		
生年月日		円	月分 から	月分 まで	月分 から	1 退職	2 転勤転職 3 休職等 4 育児休暇 5 死亡 6 会社解散 7 その他()					1 特別徴収継続	
個人番号			円	円	年	2 一括徴収 (残額を退職者から全額徴収して納入する)						2 一括徴収 (残額を退職者から全額徴収して納入する)	
1月1日現在の住所					月	3 普通徴収 (残額を退職者本人が納入する)						3 普通徴収 (残額を退職者本人が納入する)	
給与の支払を受けなくなった後の住所		1月1日以降退職時までの給与支払額			円	控除社会保険料額					円		

1 特別徴収継続の場合 ◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には、次の欄にも記載してください。 納入書：必要・不要

右記勤務先へは、 月分から 月割額 円を 徴収するよう連絡済です。		住所(居所)又は所在地 〒 -										特別徴収義務者 指定番号	
		フリガナ										担当者(連絡先)	係
		氏名又は名称										氏名	
		個人番号又は法人番号										電話	

2 一括徴収の場合 ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。
(1月1日以降4月30日までの退職者については、一括徴収してください。)

理由	1 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため。		
	2 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。		
徴収予定	徴収予定日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は 月分 で納入します。 (月 日納期限分)
	月 日		

3 死亡退職された場合

相続人(納税承継人)	住所	
	氏名	続柄

連絡欄		※ 蟹江町処理欄	
		現年度	新年度
		入力	
		送付	

※この異動届出書は、給与の支払をしなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

蟹江町提出用